

## 新潟交通圏タクシー事業者に対する 公取委の排除措置命令について

(ハイタクフォーラム 全自交労連 交通労連ハイタク部会 私鉄総連ハイタク協議会)

2011年11月27日 公取委のカルテル認定に対し、撤回を強く求める。

公正取引委員会はこのほど新潟交通圏のタクシー事業者25社に対し、運賃値上げをカルテルと認定した排除措置命令と課徴金納付命令の事通知を行った。このことは、私たちタクシー労働者にとって死活問題であり、強い憤りを覚えるところである。この結果として地域のタクシー労働者をさらなる賃金引き下げと雇用の危機に直面させることとなり、絶対に承服することはできない。

今回の公取委の措置は、国会において全会一致で成立した「タクシー適正化・活性化特別措置法」をまったく無視し、法にもとづいた関係者による運賃適正化の努力を独禁法違反に問うという極めて理不尽なものである。このまま推移すれば、ただでさえ規制緩和で疲弊しきった産業実態のもとで、多くの企業が倒産・廃業に追い込まれ、ひいてはタクシー労働者の雇用と生活が根底から破壊されることは避けられない。重大な雇用問題である。

私たちはあらためて、公取委が、困難な状況に陥っているタクシー産業と労働者の実態を直視し、また、特措法の趣旨を尊重して、新潟業界に対するカルテルの認定および課徴金を撤回することを強く求めるものである。私たちハイタクフォーラムは引き続き、公取委および国交省に対し、本件について社会正義の立場からの適切な解決を求めていくことを明らかにする。